

○ 京都府議会議員の請負の状況の公表に関する規程 に基づく報告書等の閲覧に関する要綱

(令和6年4月25日)

(閲覧場所)

第1条 京都府議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和6年1月30日。以下「規程」という。）第4条第5項の議長が指定する場所は、京都府議会図書館内の資産等報告書等閲覧コーナー（以下「閲覧コーナー」という。）とする。

(閲覧時間)

第2条 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第3条 閲覧業務を行わない日は、京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日とする。
2 前項に定める日のほか、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第4条 閲覧者は、閲覧コーナーの受付において、請負状況報告書等閲覧者記録簿に閲覧日、氏名、住所及び閲覧する報告書の名称を記入しなければならない。

(閲覧方法)

第5条 閲覧者は、係員の指示に従い、請負状況報告書及び訂正届（以下「報告書等」という。）を閲覧することができる。
2 閲覧者は、閲覧終了後、当該報告書等を係員に返却しなければならない。

(報告書の複写)

第6条 閲覧者は、報告書等の複写を希望する場合には、その旨を係員に申し出るものとする。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物、植物、カメラ、コピー機器、危険物等を閲覧場所に持ち込まないこと。
- (2) 音読、談話、飲食、喫煙等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 指定された場所以外での閲覧は行わないこと。
- (4) 報告書等を返却する際、係員の確認を受けること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第8条 議長は、閲覧者が規程又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。